

仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、本事業受託事業者（以下「受託者」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

宗像市地域包括支援センター業務委託

2 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする施設であり、今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの実現に向けて中心的な役割を担うものである。

いわゆる2025年問題に対応するために、市は介護予防・日常生活支援総合事業と連携した包括的支援事業を充実させ、地域に密着した地域包括支援センターが必要なことから、日常生活圏域（中学校区）ごとに、地域包括支援センターを設置し、同センターの業務を委託するものである。

3 委託期間

平成31年1月1日から平成31年3月31日まで

4 施設の名称及び担当する日常生活圏域

本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当する日常生活圏域は、次のとおりとする。

名称	圏域名	担当地区	担当自治区域
河東地域包括支援センター	河東中学校区	河東	平等寺、畑、本村、横山、須恵、稲元、河東、福崎、池浦、ひかりヶ丘、城西ヶ丘、平原、中央台、天平台、樟陽台、くりえいと、ひかりヶ丘入口、
南郷・東郷地域包括支援センター	中央中学校区	南郷 東郷	昼掛、朝町、野坂、大穂町、大穂、王丸、光岡、原町、宮田、曲、後曲、朝野、東旭ヶ丘 久原、東郷村、東郷町、田熊町、田熊、平井、大井、三倉、用山、釈迦院、村山田、大井台、和歌美台、大井南
日の里地域包括支援センター	日の里中学校区	日の里	日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、日の里公団住宅一区、日の里公団住宅二区、日の里公団住宅三区、

担当する日常生活圏域の概況

(平成29年5月末現在/単位:人)

日常生活圏域	総人口	高齢者人口	うち75歳以上人口	高齢化率	要介護認定者	要介護認定者のうち要支援1~2	要介護認定者のうち要介護1~5
河東中学校区	16,389	3,688	1,489	22.5%	498	116	382
中央中学校区	15,339	4,441	2,181	29.0%	679	155	524
日の里中学校区	11,802	4,013	1,955	34.0%	620	175	445

以降については、地域包括支援センター1か所あたりの内容である。

5 宗像市地域包括支援センターの設置場所及び建物設備

(1) 設置場所

受託者は担当する日常生活圏域内（以下「担当地域」という。）に本業務を運営する事務所を設置する。

(2) 建物設備

事務所の建物設備は、次に掲げる基準を満たすものとする。なお、設備類及び設備に関する経費は、受託者が負担することとし、設備等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

ア 事務室及び本業務の運営に必要な相談室、会議室、書類保管棚等を有していること。なお、相談室及び会議室については、簡易に移動できるパーティションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。

イ アの事務室は、各業務を行う上で一体的なものとし、原則20㎡以上とすること。

ウ 高齢者に配慮した設備を有し、事務室もしくは相談室を2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

エ 利用者の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保すること。

オ 施錠できる保管庫を有しセキュリティを確保すること。

カ 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、専用で利用する新規メールアドレスを取得すること。なお、同パソコンについてはセキュリティ機能を確保すること。

キ 事務机及び椅子を職員数分確保し、プリンター、ファクシミリ及び電話機を配置すること。

ク センターの看板を1つ以上道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。

ケ センターを開設する建物等の不動産については、市の都市計画等並びに建築基準法その他の法令等を遵守したものとする。

コ 車両を配置し、当該車両に地域包括支援センターの名称を掲げること。

6 業務日及び業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日までを除く）

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時00分まで

(3) 業務日以外及び業務時間以外の対応について

業務日以外及び業務時間以外であっても緊急時の相談等に対応するため、24時間対応可能な連絡体制を確保すること。また、業務日以外及び業務時間以外であっても地域住民、関係団体等への会議の出席を求められる場合がある。

7 職員体制

職員体制は各部門に、次の資格を有する専従職員を配置し、その中の1人を管理者とすること。

また、業務を効率的に遂行するため、資格を有する専従職員を配置する他に必要な職員を配置するなど、必要な策を講じること。

なお、職員の資質向上のため、国・県及び職能団体等が主催する研修に職員が参加する機会を確保し人材育成に努めること。

また、本業務委託契約締結後は宗像市と協議のうえ、委託期間の始期までの間、配置予定職員の一部を宗像市地域包括支援センターに出向させ、地域包括支援センターの業務に従事させることとする。

なお、出向期間中の当該職員の人件費は全額宗像市が負担するものとする。

(1) 包括的支援部門

包括的支援部門に係る専従職員は、下記アからウの資格を有する者とし、各職種については各1名以上配置すること。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

(ア)保健師

(イ)準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師。

※看護師に准看護師は含まない。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(ア)社会福祉士

(イ)準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

(ア)準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応

や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(2) 介護予防支援部門

ア 介護支援専門員

※担当する地域における必要な介護予防サービス・支援計画作成及び介護予防ケアマネジメント実施数に応じた人員を配置すること。

8 宗像市地域包括支援センターで実施する業務

(1) 包括的支援事業

- ア 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。））
- イ 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ウ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- オ 地域ケア会議（法第115条の48）
- カ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- キ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ク 認知症施策推進事業（法第115条の45第2項第6号）

なお、アからクの詳細は次のとおりとする。

ア 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を実施する。

イ 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を把握し、相談を受け、保健・医療・福祉の適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(ア) 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなげるとともに、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、コミュニティ運営協議会、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティアなど、担

当区域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

(イ) 在宅介護などに関する総合相談

相談内容の課題を明確にし、情報提供や関係機関及びサービス提供機関等につなぎ、必要に応じて継続支援のためのモニタリングを行う。

ウ 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

(ア) 権利擁護の観点からの支援が必要と判断された場合における適切な支援

a 対象者

総合相談支援等を行う過程において、権利擁護の観点からの支援を行うことが必要であると認められる者

b 活動内容

認知症等により判断能力の低下が見られる場合、必要に応じて日常生活自立支援事業、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、対象者のニーズに即した適切なサービスや専門相談機関につなぎ、適切な支援を提供することにより高齢者の生活の維持を図る。

(イ) 高齢者虐待への対応

a 対象者

通報や、相談により虐待を受けていると疑われる者又はその関係者

b 活動内容

虐待の事例を把握した場合は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、適切な対応をとるとともに、特に緊急の対応が必要と判断した場合は、速やかに市へ報告し、連携して対応すること。

また、虐待等により、対象者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市の担当部局に状況等を報告するとともに、措置入所の実施を求めること。

(ウ) 困難事例への対応

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

重度の障がい又は認知症のひとり暮らし高齢者、精神疾患を有する高齢者、

家庭環境により意思決定が困難な高齢者、地域との関わりに問題を有する高齢者など、重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合に、各専門職が相互に連携するとともに地域包括支援センター全体で対応を検討し必要な支援を行う。

(エ) 消費者被害の防止

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

訪問販売などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者生活センターや警察等と定期的な情報交換、連携を図るとともに、適宜、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員、他の関係機関の様々な職種との連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種相互の協働等による連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働のための体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

- ① 関係機関との連携体制構築への取り組み
- ② サービス担当者会議開催支援
- ③ 入院・退院、入所・退所時の連携

(イ) 地域の介護支援専門員に対する支援

a 対象者

担当地域内に居住する対象者を担当する介護支援専門員

b 活動内容

次に掲げる取り組みを、必要に応じ随時実施する。

- ・ 介護支援専門員からの個別相談対応。
- ・ 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応。
- ・ その他、ケアプラン作成に対する指導・助言等、介護支援専門員が、包括的・継続的ケアマネジメントを円滑に行うための支援。

オ 地域ケア会議

本会議は、宗像市地域ケア会議設置要綱（平成28年告示第66号）に基づき実施する。

(ア)内容

担当地域内の支援対象者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、必要な支援体制に関する検討を行う。

(イ)開催回数

毎月1回以上、開催するものとする。

カ 在宅医療・介護連携推進事業

担当地域内において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための取り組みを、市と連携して行う。

キ 生活支援体制整備事業

担当地域内において、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくための取り組みを、市と連携して行う。

ク 認知症施策推進事業

保健師その他これに準ずるものを認知症地域支援推進員とし、担当地域内の認知症の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、福岡県認知症医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関等と連携し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を、市と連携して行う。

また、宗像市の他の地域包括支援センター及び社会福祉法人に配置された認知症地域支援推進員とも連携を図ること。

(2) 指定介護予防支援業務（法第8条の2第16項）

指定介護予防支援の業務の実施にあたっては、法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受けることを前提とする。

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うこと。

(3) 第1号介護予防支援事業業務（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第115条の45第1項第一号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保

険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

（4）その他業務

ア 担当地域を越えた業務への対応

担当区域を越えた業務については、各日常生活圏域を担当する地域包括支援センターと連携を図りながら実施すること。

イ 各種会議への出席

各地区の民生委員児童委員協議会の会議、各地域包括支援センター間の会議、宗像市介護保険運営協議会など、地域住民、関係団体等への会議に出席を求められた際には、必要に応じて当該会議へ出席すること。

ウ その他

本業務委託契約の締結日以降、介護保険制度改正への市の対応方針の決定及び国の政令・省令などで地域包括支援センターに関する新たな業務が発布された場合等により、前述の業務以外の業務を実施する必要性が生じた場合には、別途、市と協議のうえこれを実施するものとする。

9 業務に関する運営経費及び委託料上限額について

業務に関する運営経費は委託料と指定介護予防事業における介護予防支援費及び第1号介護予防支援事業業務における介護予防ケアマネジメント費とする。

（1）委託料

委託料は、8-（1）包括的支援事業に係る委託料とする。

委託料については、次の額を上限とし、応募法人が収支計画書（様式11）において、委託料収入として記載した額とする。

*関係法令の改正等に伴う業務内容の変更などにより、契約期間内に仕様書の変更を行う場合がある。

委託料上限額 5,679,000円

（非課税 消費税法施行令第14条の3第5号）

（2）指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務については、介護保険法の規定に基づき、介護報酬より介護

予防支援費として初回7,300円/月、2回目以降4,300円/月、小規模多機能連携加算3,000円/月（平成29年度現在）が支払われ、委託料とは別に受託法人の収入とする。

（参考資料：担当する日常生活圏域における件数 平成29年6月実績）

	河東中学校区	中央中学校区	日の里中学校区
直営（新規）	0	1	2
直営（継続）	28	71	66
委託（新規）	0	0	0
委託（継続）	57	47	50

（3）第1号介護予防支援事業業務

第1号介護予防支援事業業務については、宗像市介護予防ケアマネジメント事業業務委託にて定めた内容により介護予防ケアマネジメント費を支払い、委託料とは別に受託法人の収入とする。（介護予防ケアマネジメント費は別契約により委託料を決定するが、おおむね指定介護予防支援業務による介護予防支援費と同等額を予定している。）

なお、担当する日常生活圏域の第1号介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント）の件数は次のとおりである。

日常生活圏域名	事業対象者数（平成29年6月実績より）
河東中学校区	30
中央中学校区	29
日の里中学校区	28

1.0 業務計画及び業務報告の提出について

受託者は、次に掲げる書類を調製し、市に提出することとする。

- （1）「業務計画書」及び「収支予算書」を当該業務年度1月末日までに提出する。
- （2）「業務報告書（月次）」を業務実施月の翌月15日までに提出する。
- （3）「業務報告書（年度）」及び「収支決算書」を業務終了後30日以内に提出する。

1.1 経理について

経理は、8（1）包括的支援事業、8（2）指定介護予防支援業務分・8（3）第1号介護予防支援事業業務分との3つに区分し、8（4）その他の業務は、8（1）包括的支援事業の経理に含んで計上すること。

1.2 事故発生時の対応等について

受託者は、業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、市に速やかに報告すること。なお、事故の発生による損害に係る一切の責任は全て受託者が負うものとする。

1.3 守秘義務

地域包括支援センターの職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくとともに、予防給付のケアマネジメントにかかる委託先の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

なお、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置は、別紙「宗像市（特定）個人情報保護事務取扱要領に基づく誓約書」によるものとする。

1.4 法令等の遵守及び公正、中立性の確保

業務の実施にあたり、法及び関係法規を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

1.5 契約の解除

市は、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しないと認められる場合や、公正、中立に業務を実施していない場合など、不適切な事業の運営を認めた場合には、書面により改善の勧告を行う。

なお、市の勧告にも関わらず十分な改善が見られない場合には、介護保険運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。これにより、市に損害が生じた場合は、受託者はその費用を負担するものとする。

1.6 委託料の請求・支払

- (1) 委託料は当月払いとし、1月分及び2月分は委託料の限度額分を3で除した金額（千円未満は端数切捨て）を支払い、3月分は、委託料の限度額分から、1月分及び2月分を支払った金額を除いた金額を支払う。
- (2) 受託者は、「業務報告書（月次）」を翌月初めに速やかに市に提出すること。

1.7 その他

本仕様書に定めのない事項については、「地域包括支援センターの設置運営につい

て」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号、一部改正：平成28年1月19日)を参照し、疑義が生じた場合は、市と受託者が双方協議のうえ決定するものとする。

別紙

委託事務に係る誓約書

- 1 委託事務を遂行する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、宗像市個人情報保護条例（平成16年宗像市条例第12号）及び宗像市特定個人情報保護条例（平成27年宗像市条例第41号）の規定を遵守するとともに、委託を受けた個人情報及び特定個人情報（以下これらを「(特定)個人情報」という。）の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、市民等の(特定)個人情報の外部への漏えい、滅失、き損等を防止いたします。
- 2 委託による(特定)個人情報を委託事務の目的以外に利用（使用）及び第三者への提供はいたしません。また、(特定)個人情報を取り扱う事務について、その一部若しくは全部を第三者に委託し、又は請け負わせません。ただし、やむを得ない理由により、(特定)個人情報を取り扱う事務の一部を第三者に委託する場合は、宗像市（特定）個人情報事務取扱要領の規定により書面にて宗像市長に申請し、書面による承諾を得た後でなければ行いません。
- 3 (特定)個人情報の複写、複製等を行いません。
- 4 この誓約に違反し、宗像市長に損害を与えた場合は、その損害を宗像市長へ賠償いたします。なお、その損害額は、宗像市長が受けた損害に相当する額で、その額に同意した額とします。
- 5 宗像市長が指示したときは、(特定)個人情報の管理、取扱い等の利用状況を報告します。
- 6 宗像市長が(特定)個人情報の秘密保護及び安全を確保するために必要があると認めた場合、宗像市長が指定する職員を、(特定)個人情報を管理する施設へ立ち入らせて(特定)個人情報の管理状況その他これに関連する設備等の状態を検査することに同意いたします。
- 7 (特定)個人情報を使用しての事務の遂行をする上で、事故等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその理由を付して宗像市長へ報告します。
- 8 この誓約に反する行為があったとき、委託に係る事務が終了したとき、委託期間が満了したとき、又は宗像市長からの委託の中止の通知があったときは、速やかに当該(特定)個人情報を宗像市長へ返還いたします。
- 9 事務の遂行により(特定)個人情報を新たな媒体等に記録した場合は、その媒体等のいかなを問わず、その処理については宗像市長の指示に従い処理いたします。
- 10 上記以外の事項については、すべて宗像市長の指示に従います。

上記について誓約いたします。

年 月 日

宗像市長 あて

誓約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印